

証券コード 6264

2023年11月6日

株 主 各 位

鹿児島県出水市大野原町2141番地
株 式 会 社 マ ル マ エ
代表取締役社長 前 田 俊 一

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.marumae.com/ir_10.html

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第36期定時株主総会のご案内」をご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（「銘柄名（会社名）」に「マルマエ」又は「コード」に当社証券コード「6264」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁のご案内に従って2023年11月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月22日（水曜日）午後3時
2. 場 所 鹿児島県出水市大野原町2141番地
株式会社マルマエ 本社 3階「大会議室」
3. 目的事項
報告事項 第36期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法の改正に伴い株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

書面（郵送）又はインターネット等による議決権行使のご案内

議決権を書面又はインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、**2023年11月21日（火曜日）午後5時30分まで**に行使していただきますようお願い申し上げます。

記

〔書面（郵送）による議決権の行使〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

〔インターネット等による議決権の行使〕

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。（議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。）
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案に対する賛否を上記行使期限までにご登録ください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによつて、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
- (6) 株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

[電 話] : 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9時から午後9時まで（土・日・祝日も受付）

以上

(提供書面)

事業報告

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されたことから景気は緩やかに回復しているものの、円安の進行やウクライナ情勢の長期化を背景とした原材料・エネルギー価格の高騰などにより、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社の主な販売分野である半導体分野におきましては、サーバー設備投資の停滞やパソコン等のコロナ特需の反動もあり、需要の減少が顕著になりました。

F P D分野におきましても、テレビ、パソコン、スマートフォンの全分野で需要が落ち込んだことを原因として、液晶と有機E Lともに需要が停滞しました。

このような市場環境のもと、半導体分野では第2四半期途中までは豊富な受注残をこなしながら好調に推移しましたが、第3四半期以降は顧客に積みあがった部品在庫の調整がおこり、急激に受注と売上が減少しました。

F P D分野では、市場が停滞する中でもE B Wを活用し、低調ながらもO L E D向けの受注と生産を行いました。

その他分野におきましては、太陽電池製造装置部品の受注があり大きく伸びました。

費用面につきましては、生産能力増強に伴う減価償却費の増加が発生いたしました。また、稼働率の低下に伴い棚卸評価損140百万円の増加が発生いたしました。さらに、当事業年度取得分の新規設備に遊休設備が発生したことに伴い、営業外費用で70百万円の減価償却費が発生いたしました。

なお、設備投資と人材採用に関連した、鹿児島県と出水市から合計211百万円の補助金の支給が決定しており特別利益に計上いたしました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高が6,868百万円(前期比20.0%減)、営業利益が859百万円(前期比63.6%減)、経常利益が789百万円(前期比66.7%減)、当期純利益が706百万円(前期比61.1%減)となりました。

なお、当社は精密部品事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

当事業年度の製品分野別の状況は次のとおりであります。

製品分野	売上高	構成比
半導体製造装置関連部品	4,534百万円	66.0%
F P D製造装置関連部品	774	11.3
その他	1,559	22.7

(注) 金額は販売価格によっております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に取得した主要設備

出水事業所 マシニングセンタ 8 台、溶接機 1 台、太陽光パネル一式

高尾野事業所 マシニングセンタ 2 台

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に当社の設備投資資金として金融機関より長期借入金900百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下に対処すべき課題と捉えております。

①市場変動

当社の属する半導体とFPDの市場は景気変動に伴い大幅な需要の変動が起こります。これらの変動に対応するために、消耗品の受注拡大を進めています。さらに、新分野の拡大を行うとともに、生産性を向上させ、生産力拡大に対する固定費の拡大抑制を行うことを主な対応策としております。なお、具体的な固定費の抑制方法につきましては、需要の変動に対応するため、協力企業の育成と活用を行うことと、生産の自動化を進める方針です。

②競争の激化と受注価格低下

当社の属する業界は中小の同業社が多く、厳しい競争のある業界です。参入障壁の低い案件は競争から価格は低下します。そのような業界の中で、当社は参入障壁の高い真空パーツに取り組み受注拡大を狙い、また、独創的な加工手法や徹底的に行う生産性改善手法によりコスト低減を続け市場価格の低下に先回りした対応をしております。しかしながら、保有する技術の陳腐化が進むことから今後も継続的に技術開発を行う必要があります。そのため、当社においてはR&Dの強化と人材育成に注力する方針です。

③「人」に対する取り組み

当社は、人の持つ技術力や営業力が最も重要な強みであるため、強みを持つ人材の安定化と育成が重要な課題となっております。しかしながら、継続的に改善を進めながらも、高い能力を持つ人材に頼る部分が多く、時間外労働や休日出勤の偏りが生じております。このような状況から、多様な勤務形態を構成することで個々の負担を減らし、社員満足度の向上と人材の安定化を図り、長期的な人材育成プランを実現していく方針です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 33 期 (2020年 8 月期)	第 34 期 (2021年 8 月期)	第 35 期 (2022年 8 月期)	第 36 期 (当事業年度) (2023年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	4,388	5,369	8,585	6,868
当 期 純 利 益 (百万円)	690	902	1,817	706
1株当たり当期純利益 (円)	53.34	70.51	142.58	55.92
総 資 産 (百万円)	8,894	9,742	12,552	11,612
純 資 産 (百万円)	5,706	6,327	7,299	7,473
1株当たり純資産額 (円)	445.69	494.20	578.06	591.25

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第35期の期首から適用しており、第35期以降に関わる財産及び収益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年8月31日現在）

当社の事業の内容は、半導体及びF P D等の製造装置を構成している真空部品等を製造する精密部品事業であります。

当社では、主に下記用途及び特徴の製品を製造装置メーカーから受注しております。

区分	主要製品
半 導 体 分 野	<p>用途：半導体製造装置及び検査装置を構成する真空部品。多数ある半導体製造工程で、主にドライエッチング工程・CVD工程・洗浄工程・塗布工程などの前工程と言われる半導体製造装置を構成する部品を製造しております。</p> <p>特徴：当社で製造する部品は、主に真空中で使用されるために気密性など高精度な仕上がりが要求されるほか、高温高電圧のプラズマにさらされることから高い対電圧性能が要求されます。また、半導体製造のプロセスは非常に繊細であるため、製品の安定度が重要な要素となっており、試作とプロセス評価に長い時間が掛かりながらも、一旦装置に採用されると長い期間変更されずに受注が継続します。また、プラズマにさらされることから消耗も激しく、定期的に消耗品需要もあり、新規装置の需要が無い場合でも消耗品需要が見込めます。</p>
F P D 分 野	<p>用途：F P D製造装置及び検査装置を構成する真空部品。F P D製造工程の中で、主にドライエッチング工程・CVD工程・塗布工程などのF P D製造装置を構成する部品を製造しております。</p> <p>特徴：チャンバーと呼ばれる耐真空容器や電極と呼ばれるチャンバー内蔵物を製造しております。これらの部品は部品サイズが3 m以上と大きく、形状が複雑で非常に歪み易い割に、厳しい平面度や位置精度など高精度が要求されるアルミ等の金属製部品です。大きさは違いますが、半導体部品と同様にプラズマにさらされる環境で、対電圧や安定性が求められる重要部品です。</p>
そ の 他	<p>用途：スマートフォン筐体（ケース）の表面処理装置、太陽電池製造装置部品、オートバイのレース用部品、光学分野（カメラ・顕微鏡）・医療装置などの産業用装置部品などを製造しております。</p> <p>特徴：各分野の最終製品を構成する部品の中でも、複雑な形状や高い平面度が必要であるなど歪みの少なさが要求される部品、あるいは溶接や表面処理を含む多工程が必要な部品などで、アルミほか各種金属製の部品です。</p>

(8) 主要な事業所 (2023年8月31日現在)

本社・出水事業所	鹿児島県出水市
高尾野事業所	鹿児島県出水市
関東事業所	埼玉県朝霞市

(9) 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
183 (152) 名	4名増 (19名増)	39.0歳	8.8年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が前事業年度と比べて4名増加しましたのは、主として半導体分野の事業拡大に伴う定期採用及び有期契約社員の登用によるものであります。

(10) 主要な借入先 (2023年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社鹿児島銀行	1,535百万円
株式会社日本政策投資銀行	852
株式会社商工組合中央金庫	703
株式会社みずほ銀行	355
株式会社日本政策金融公庫	49

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況(2023年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 52,212,000株
(2) 発行済株式の総数 13,053,000株 (うち自己株式 412,494株)
(3) 株主数 11,914名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
前田俊一	4,829,117株	38.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	806,600	6.4
前田美佐子	504,000	4.0
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	202,500	1.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONALGMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM25	197,161	1.6
野村証券株式会社	182,758	1.4
前田良子	180,000	1.4
五十嵐光栄	169,000	1.3
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	142,700	1.1
マールマエ共栄会	128,600	1.0

- (注) 1. 当社は、自己株式412,494株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	13,604株	3名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4(4)取締役の報酬等」に記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役に関する事項 (2023年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前田俊一	統括及び管理本部担当
取締役	海崎功太	営業本部担当
取締役	安藤博音	技術生産本部担当
取締役	門田晶子	合同会社Go!Kagoshima 代表
取締役	世耕久美子	株式会社E The P 取締役 株式会社インダ 社外取締役
取締役(常勤監査等委員)	外西啓治	
取締役(監査等委員)	桃木野 聡	弁護士法人桃木野総合法律事務所 所長 鹿児島信用金庫 理事
取締役(監査等委員)	山本隆章	セイコーソリューションズ株式会 社 顧問
取締役(監査等委員)	宮川博次	宮川公認会計士事務所 副所長

- (注) 1. 取締役門田晶子氏、世耕久美子氏、取締役(監査等委員)桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)外西啓治氏及び取締役(監査等委員)宮川博次氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ①取締役(常勤監査等委員)外西啓治氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
- ②取締役(監査等委員)宮川博次氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、会計監査人、内部監査部門及び社外取締役である監査等委員との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役門田晶子氏、世耕久美子氏、取締役(監査等委員)桃木野聡氏、山本隆章氏、宮川博次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- 世耕久美子氏は、2022年11月25日付で当社の社外取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査等委員である取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、2022年11月25日開催の第35期定時株主総会において一部内容を改定しております。なお、取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び監査等委員ではない社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額等の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(a) 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(b)業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬等は、「固定部分」と会社の業績に連動した「変動部分」から構成し、「変動部分」は（１）従業員一人当たりの賞与額、（２）総資産経常利益率、（３）純資産経常利益率を所定の比率で換算し、月額報酬に反映させる仕組みとする。これらの指標は、（１）は従業員満足度を向上させること、（２）はROAを高める経営を心掛けること、（３）はROEを高める経営を心掛けるための目標とする。なお、各々の数値は個別の目標値を持たず、３つの項目の評価を合算して達成度を算出することとし、適宜、環境の変化に応じて諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

(c)非金銭報酬に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し譲渡制限付株式を割り当てるために、当社の各事業年度を評価対象期間とし、対象取締役の役位に基づいて定めた金額（以下「役位別基礎金額」という。）に業績支給率を乗じた金額を金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させる。なお、対象取締役に對して付与される金銭報酬債権の総額は、年額6千万円以内、当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年60,000株以内とする。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、諮問委員会の答申を受け取締役会において決定するものとする。

<交付株式数の算出方法>

交付株式数＝役位別基礎金額（※1）×業績支給率（※2）÷1株当たりの払込金額

（※1）対象取締役の役位に応じて、取締役会で定める。

（※2）評価対象期間における連結営業利益率の実績に応じて、0%～200%の範囲で変動することとする。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、諮問委員会において検討を行う。取締役会は諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりとする。
(連結営業利益率20%を達成した場合の目安。)

氏名	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
代表取締役	4割	4割	2割
取締役	5割	3割	2割

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については諮問委員会において代表取締役から業績の状況や目標に対する達成度合いの説明を受け、その上で代表取締役から報酬案の提示を行わせ、内容について協議と調整を行った結果を取締役会へ答申し、取締役会において決議する。なお、株式報酬においても、諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	112 (9)	56 (9)	31 (-)	23 (-)	5 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	25 (17)	25 (17)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	138 (27)	82 (27)	31 (-)	23 (-)	9 (5)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年11月25日開催の第35期定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、5名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年11月25日開催の第35期定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、4名です。
3. 1の報酬限度額と別枠で、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権に係る報酬額として、2022年11月25日開催の第35期定時株主総会において、その限度額は年額6千万円以内、また金銭報酬の対価として発行・処分する当社普通株式の上限を年60,000株とすることが決議されております。当事業年度において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は3名です。
4. 業績連動報酬等は、「固定部分」と会社の業績に連動した「変動部分」から構成し、「変動部分」は①従業員一人当たりの賞与額、②総資産経常利益率、③純資産経常利益率を所定の比率で換算し、月報報酬に反映させる仕組みとなっております。これらの指標を選択した理由は、①は従業員満足度を向上させること、②はROAを高める経営を心掛けること、③はROEを高める経営を心掛けることを目標としているためであります。なお、各々の数値は個別の目標値を持たず、3つの項目の評価を合算して達成度を算出することとしており、当事業年度の達成度は、87.4%であります。また、業績連動報酬等の算定方法については、「①ロ. (b)業績連動報酬に関する方針」のとおりであります。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」のとおりであります。上表の非金銭報酬等の総額は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額であります。なお、当事業年度を対象期間とした譲渡制限付株式報酬は翌事業年度に交付される見込みであります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役門田晶子氏は、合同会社Go! Kagoshimaの代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役世耕久美子氏は、株式会社E The Pの取締役及び株式会社インダの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）桃木野聡氏は、弁護士法人桃木野総合法律事務所の所長及び鹿児島信用金庫の理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）山本隆章氏は、セイコーソリューションズ株式会社の顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）宮川博次氏は、宮川公認会計士事務所の副所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 田 晶 子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。経営経験者としての専門的見地及び女性取締役としての多様な視点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役 世 耕 久 美 子	2022年11月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。国会議員や文部科学大臣政務官として国政に携わることで培われた豊富な経験と幅広い国際情勢に関する専門的見地及び女性取締役としての多様な視点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役（監査等委員） 桃 木 野 聡	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役（監査等委員） 山 本 隆 章	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。経営経験者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役（監査等委員） 宮 川 博 次	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬の見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人がその契約の履行に伴い当社が損害を被った場合、悪意又は重大な過失があったときを除き、法令が規定する額をもって損害賠償責任限度額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業が存立を継続していくためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、すべての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

- イ. 取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。
- ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。
- ハ. 経営会議は定期的を開催し、取締役及び幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行う。
- ニ. 内部監査担当者は、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。
- ホ. コンプライアンス体制の維持のため、弁護士及び監査法人等の外部専門家と密に連携を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報について、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「稟議規程」、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員である取締役等が閲覧、謄写可能な状態にて維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を最も重要な経営課題の一つと位置づけ、当社固有のリスクを十分認識した上で、様々な危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

- イ. 全社的なリスクの監視及び全社的な対応は管理本部が行う。
- ロ. 各部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となりマニュアル等の整備及び徹底、必要な教育を行う。
- ハ. 取締役並びに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議の上、適切な対策を決定し、実施する。
- ニ. 内部監査担当者は、リスク管理の状況についても監査を実施する。
- ホ. 新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。
- ヘ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。

- イ. 取締役会は中期事業計画及び各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行する。
- ロ. 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「決裁権限基準」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を取締役会及び経営会議で報告する。
- ハ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行う。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、子会社、関連会社に該当するものは存在しないが、将来においてグループ会社を設置する場合には、子会社管理規程を整備し、当社と同等の管理、規程・コンプライアンス基準の整備、管理、事業内容の定期的な報告と協議を行う。また会計基準についても、特定の理由がある場合を除いて、原則的に当社の会計基準に従う。

子会社の業務執行者による当社への報告体制、子会社の損失のリスク管理体制、子会社の業務執行の効率性を確保するための体制並びに子会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についても、将来子会社を設ける場合には、子会社管理規程を整備して定める。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会と内部監査担当者は常に連携できる体制にあるため職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査等委員会からその使用人の設置を求められた場合は、協議の上必要に応じて設置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査等委員会の下にあり、その人事上の取り扱いは監査等委員会と協議して行う。

⑧前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

⑨取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員である取締役の取締役会等の重要な会議への出席を、取締役の業務執行に対する厳正な監視体制とするとともに、監査等委員会への重要な報告を行う体制とする。また、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。

⑩前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないものとする。また、会社の人事考課にあたり、監査等委員会は第6項乃至第9項の業務又は報告を行った使用人に関し、評価上の意見を述べることができる。

⑪監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会監査等基準」において、監査等委員会と内部監査担当者が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保する。また、取締役と監査等委員会は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

①財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制を整備し、運用しています。

②その他業務の適正を確保するために必要な体制

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のためコンプライアンス基本規程や行動規範を定め、教育・研修を定期的実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っています。併せてコンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るために社内外の通報相談窓口を整備し運用しております。

リスク管理につきましては、「リスク管理規程」を定め、リスク管理を効果的・効率的に進めるために責任部署による対応を基本とする体制を取っておりますが、その対応状況については、リスク管理委員会及び経営会議や取締役会等でフォローを行っています。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「反社会的勢力に関する規程」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきましては、重要な経営施策の一つとして位置づけています。

今後の利益配分に関しましては、長期的な視野に立った投資の実施とともに、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、収益性に基づく利益配分を目指し、配当金の計算は、配当性向の考えを取り入れたいと考えております。なお、中期的な配当性向の目途といたしましては、中期事業計画の期間中（2023年8月期から2026年8月期）に35%以上を目標としております。また、最終損益で損失を計上しない限りは、通年で1株につき最低20円（最低上期10円、期末10円）の安定配当を行う方針としております。

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,448,393	流動負債	1,165,146
現金及び預金	3,496,246	買掛金	188,585
売掛金	467,109	1年内返済予定の長期借入金	607,132
電子記録債権	515,384	リース債務	4,352
製品	15,583	未払金	51,941
仕掛品	769,950	未払費用	141,966
原材料及び貯蔵品	27,502	前受金	82,966
前払費用	23,779	預り金	14,206
その他	134,920	前受収益	245
貸倒引当金	△2,085	受注損失引当金	29,500
固定資産	6,163,631	株式報酬引当金	24,000
有形固定資産	5,957,794	その他	20,249
建物	1,755,905	固定負債	2,973,116
構築物	100,071	長期借入金	2,889,550
機械及び装置	3,271,296	長期リース債務	17,990
車両運搬具	5,248	退職給付引当金	59,871
工具器具及び備品	15,028	資産除去債務	1,069
土地	782,004	受入保証金	2,700
リース資産	22,048	その他	1,934
建設仮勘定	6,190	負債合計	4,138,263
無形固定資産	26,285	純資産の部	
ソフトウェア	23,238	株主資本	7,473,761
特許権	3,047	資本金	1,241,157
投資その他の資産	179,551	資本剰余金	1,956,856
投資有価証券	7,000	資本準備金	1,125,157
出資金	101	その他資本剰余金	831,699
繰延税金資産	171,760	利益剰余金	4,816,354
その他	690	利益準備金	14,112
資産合計	11,612,024	その他利益剰余金	4,802,241
		圧縮積立金	3,961
		繰越利益剰余金	4,798,280
		自己株式	△540,607
		純資産合計	7,473,761
		負債純資産合計	11,612,024

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,868,463
売上原価		5,284,990
売上総利益		1,583,472
販売費及び一般管理費		723,986
営業利益		859,486
営業外収益		
受取利息及び配当金	126	
為替差益	5,250	
受取保険金	6,747	
業務受託料	14,283	
スクラップ売却益	4,695	
その他営業外収益	3,636	34,740
営業外費用		
支払利息	23,570	
減価償却費	70,932	
その他営業外費用	10,611	105,114
経常利益		789,112
特別利益		
補助金収益	211,037	211,037
特別損失		
減損損失	2,280	
固定資産除却損	211	2,491
税引前当期純利益		997,658
法人税、住民税及び事業税	306,992	
法人税等調整額	△15,914	291,077
当期純利益		706,580

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計
					圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,241,157	1,125,157	825,530	1,950,687	14,112	7,923	4,643,567	4,665,603
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△555,829	△555,829
圧縮積立金の取崩						△3,961	3,961	—
当期純利益							706,580	706,580
自己株式の取得								—
自己株式の処分			6,168	6,168				—
事業年度中の変動額 合 計	—	—	6,168	6,168	—	△3,961	154,712	150,750
当 期 末 残 高	1,241,157	1,125,157	831,699	1,956,856	14,112	3,961	4,798,280	4,816,354

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：千円)

	株 主 資 本		純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
当 期 首 残 高	△558,359	7,299,089	7,299,089
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当		△555,829	△555,829
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—	—
当 期 純 利 益		706,580	706,580
自 己 株 式 の 取 得	△76	△76	△76
自 己 株 式 の 処 分	17,828	23,997	23,997
事業年度中の変動額 合	17,752	174,671	174,671
当 期 末 残 高	△540,607	7,473,761	7,473,761

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・ 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・ 原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

建物(附属設備を除く)：定額法

上記以外：定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度における発生額を、発生の翌事業年度から平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ④株式報酬引当金 業績連動型株式報酬制度に基づく取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における給付の見込額に基づき計上しております。

(4)収益及び費用の会計基準

当社は、半導体・FPD等の製造装置に使用される真空チャンバーや電極等の真空部品の製造販売を主な事業としております。

顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、製品を納入後、顧客の検収を受けた時点であることから、原則として製品の検収時点で収益を認識しております。また、当社が有償支給先となる有償受給取引のうち有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている取引に係る収益については、有償受給品の仕入額を除いた純額を収益として認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しておりました「受取保険金」(前事業年度は1,969千円)及び「スクラップ売却益」(前事業年度は629千円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記することといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(仕掛品の評価及び受注損失引当金)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

仕掛品	769,950千円
受注損失引当金※	29,500千円

(単位：千円)

相 殺 内 訳	金 額
製品と相殺表示	2,607
仕掛品と相殺表示	83,236
原材料と相殺表示	166
相殺額合計	86,010

※損失が見込まれる受注に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

当事業年度において売上原価に含まれる棚卸資産評価損は、見込生産品を合わせて233,863千円であり、受注損失引当金繰入額は△2,700千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、受注契約に基づく製造案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、受注製造案件単位ごとに見込製造原価と受注金額を比較し、受注金額等が見込製造原価を下回る場合に当該差額について受注損失引当金を計上しております。

見込製造原価は帳簿価額に見積追加製造原価を加味して算出しております。

また、当社は仕掛品の評価は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっており、見込生産している仕掛品について製造単位ごとに帳簿価額と正味売却価額を比較し、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合に当該差額について、棚卸資産評価損を計上しております。

正味売却価額は受注見込金額から見積追加製造原価（見積直接販売経費は発生がほぼ見込まれないため見積計上対象外としております）を控除して算出しております。

見積追加製造原価は、当事業年度における同一製品又は類似製品の製造実績等に基づき予測した追加発生工数等を加味して算出しております。

当社は、棚卸資産評価損及び受注損失引当金を適切に見積もっていると考えておりますが、見積りには一定の不確実性が含まれており、製造不具合の発生等予測困難な事象の発生等により、見積りと実績が乖離した場合は翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)担保資産及び担保付債務

①担保に供されている資産

建物	1,327,039千円
構築物	47,903
機械及び装置	13,153
土地	707,346
計	2,095,443

②上記に対応する担保付債務

長期借入金	2,509,182
計	2,509,182

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(2)有形固定資産の減価償却累計額 5,927,992千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3)損失が見込まれる受注に係る棚卸資産には、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

製品	2,607千円
仕掛品	83,236
原材料	166
計	86,010

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する項目

(単位：株)

	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	13,053,000	—	—	13,053,000
合計	13,053,000	—	—	13,053,000
自己株式				
普通株式(注)	426,051	47	13,604	412,494
合計	426,051	47	13,604	412,494

(注) 普通株式の自己株式の変動事由は次のとおりです。

譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分	13,604株
単元未満株式の買取による増加	47株

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年 11月25日 定時株主総会	普通株式	328,300	26円	2022年 8月31日	2022年 11月28日
2023年 3月30日 取締役会	普通株式	227,529	18円	2023年 2月28日	2023年 4月20日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年 11月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	227,529	18円	2023年 8月31日	2023年 11月24日

(3) 当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、主に銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資は短期的な預金に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握し、リスク低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

長期借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき管理本部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
長期借入金	3,496,682	3,473,875	△22,806
負債計	3,496,682	3,473,875	△22,806

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債権」「買掛金」「リース債務」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、「投資有価証券」「出資金」「長期リース債務」については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金607,132千円を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,473,875	—	3,473,875
負債計	—	3,473,875	—	3,473,875

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
減損損失	3,464
未払事業税	1,076
棚卸資産評価損	71,328
受注損失引当金	8,997
貸倒引当金	635
未払賞与	16,470
工場改修工事	17,474
退職給付引当金	18,260
株式報酬費用	19,516
減価償却超過額	21,634
資産除去債務	326
繰延税金資産小計	179,186
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	179,186
繰延税金負債	
圧縮積立金	1,738
前払固定資産税	2,107
前払労働保険料	3,579
繰延税金負債合計	7,426
繰延税金資産の純額	171,760

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

591円25銭

(2) 1株当たり当期純利益

55円92銭

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	当 事 業 年 度
半導体製造装置関連部品	4,534,063
F P D 製造装置関連部品	774,910
その他	1,527,089
顧客との契約から生じる収益	6,836,063
その他の収益 (注)	32,400
外部顧客への売上高	6,868,463

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当 事 業 年 度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,493,449
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	982,493
契約負債(期首残高)	325,065
契約負債(期末残高)	79,996

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

株式会社マルマエ

取締役会 御中

三優監査法人

福岡事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	植	木	貴	宣
指定社員 業務執行社員	公認会計士	堤		剣	吾

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルマエの2022年9月1日から2023年8月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月23日

株式会社 マルマエ 監査等委員会

常勤監査等委員 外 西 啓 治 ⑩

監査等委員 桃 木 野 聡 ⑩

監査等委員 山 本 隆 章 ⑩

監査等委員 宮 川 博 次 ⑩

(注) 監査等委員桃木野聡、山本隆章及び宮川博次は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額は227,529,108円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年11月24日といたしたいと存じます。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	まえ だ とし かず 前 田 俊 一 (1966年11月20日生)	1987年4月 マルマエ工業（個人）入社 1988年10月 マルマエ工業有限会社 （現 当社）設立、取締役 2001年4月 当社専務取締役 2003年8月 当社代表取締役社長 2010年4月 当社代表取締役社長兼製造部長 2010年12月 当社代表取締役社長兼製造部長兼 管理部長 2011年6月 当社代表取締役社長兼管理部長 2011年7月 当社代表取締役社長 2019年11月 当社代表取締役社長兼管理本部担 当（現任）	4,829,117株
2	かい ざき こう た 海 崎 功 太 (1973年2月18日生)	1993年4月 岩崎技研株式会社入社 1993年12月 株式会社湖東製作所入社 1999年8月 マルマエ工業有限会社 （現 当社）入社 2004年4月 当社営業部長 2004年10月 当社取締役営業部長 2005年6月 当社取締役精密加工部長 2008年11月 当社取締役営業部長 2009年4月 当社取締役営業部長兼関東事業 所長 2010年4月 当社取締役営業技術部長 2011年6月 当社取締役営業部長兼関東事業 所長 2018年4月 当社取締役営業本部長（現任）	30,108株

候補者 番号	ふ 氏 (生 年 月 日) り が な 名	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
3	あ ん と ひろ と 安 藤 博 音 (1979年5月25日生)	1997年12月 株式会社トップコーポレーション 入社 2000年10月 三代川塗装入社 2004年9月 株式会社アイ・テック入社 2008年1月 株式会社パラモド入社 2008年3月 当社入社 2016年11月 当社品質管理部長 2018年4月 当社執行役員技術生産本部長 2018年11月 当社取締役技術生産本部長 (現任)	6,408株
4	か ど あ き こ 門 田 晶 子 (1968年8月6日生)	1995年9月 カリフォルニア州立サクラメント 市TV局KXTV-10 (News10) 入社 2006年2月 渕上印刷株式会社入社 2009年12月 渕上印刷株式会社取締役 2010年12月 渕上印刷株式会社代表取締役社長 2011年1月 株式会社南日本新聞オフセット輪 転代表取締役副社長 2012年9月 有限会社中央制作センター (現 株式会社クロスメディア) 代表取 締役社長 2014年4月 公益財団法人屋久島環境文化財団 理事 (現任) 2014年4月 公益財団法人鹿児島市国際交流財 団理事 (現任) 2016年4月 鹿児島県女性活躍推進会議会長 (現任) 2016年9月 合同会社Go!Kagoshima代表 (現任) 2020年11月 当社社外取締役 (現任)	1,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 の株式数
5	せこうくみこ 世耕久美子 (1972年9月7日生)	1995年4月 びわ湖放送入社 2003年4月 湖東コミュニティーネットワーク入社 2004年7月 参議院議員 2010年9月 文部科学大臣政務官 2013年8月 参議院総務委員会委員長 2013年10月 参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長 2017年1月 一般社団法人For The World代表理事(現任) 2017年1月 吉本興業株式会社(現 吉本興業ホールディングス株式会社)所属契約(文化人)(現任) 2017年2月 株式会社NEED顧問(現任) 2017年3月 株式会社E the P 取締役(現任) 2020年3月 株式会社Lily MedTech顧問 2020年4月 神石インターナショナルスクール評議員(現任) 2021年3月 日本創成未来構想会議委員 2021年12月 一般社団法人バンクフォースマイルズ理事(現任) 2022年11月 当社社外取締役(現任) 2023年6月 株式会社インダ社外取締役(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 前田俊一氏は、当社の主要株主であります。

3. 門田晶子氏及び世耕久美子氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由等及び期待される役割の概要について

門田晶子氏につきましては、経営者としての豊富なキャリアと高い見識を有していることに加え、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進に関する高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割を期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

世耕久美子氏につきましては、国会議員や文部科学大臣政務官として国政に携わることで培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割を期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

5. 候補者と会社との間での責任限定契約

当社は門田晶子氏及び世耕久美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏

の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

6. 門田晶子氏及び世耕久美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件並びに当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、いずれの取締役も引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	ももきの さとし 桃木野 聡 (1965年12月14日生)	1989年4月 株式会社東京銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 1992年7月 大蔵省(現 財務省)出向 1997年3月 ニューヨーク州弁護士登録 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 照国総合法律事務所(現 弁護士法人照国総合事務所)入所 2010年6月 鹿児島市教育委員会教育委員 2012年1月 桃木野総合法律事務所(現 弁護士法人桃木野総合法律事務所) 所長(現任) 2017年11月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2023年6月 鹿児島信用金庫 理事(現任)	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	やま もと たか あき 山 本 隆 章 (1953年6月15日生)	1986年1月 セイコー電子工業株式会社(現 セイコーインスツル株式会社)入社 1996年4月 エスアイアイ移動通信株式会社 代表取締役社長 2002年10月 セイコーインスツル株式会社システムアプリケーション事業部長 2011年4月 同社執行役員 2011年6月 セイコープレジジョン株式会社 取締役 2012年6月 エスアイアイネットワークシステムズ株式会社代表取締役社長 2012年12月 セイコーソリューションズ株式会社代表取締役社長 2013年12月 セイコーインスツル株式会社 取締役 2017年4月 セイコーソリューションズ株式会社代表取締役会長 2018年4月 同社取締役相談役 2018年11月 公益財団法人服部報公会 専務理事 2019年6月 セイコーソリューションズ株式会社顧問(現任) 2019年11月 当社社外取締役[監査等委員] (現任)	5,800株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	みや かわ ひろ つぐ 宮川博次 (1980年4月18日生)	2011年4月 監査法人かごしま会計プロフェッ ション入所 2013年11月 公認会計士登録 2016年7月 宮川公認会計士事務所入所 2016年9月 税理士登録 2017年3月 鹿児島ミート販売株式会社監査役 (現任) 2017年3月 南日本畜産株式会社監査役 (現任) 2017年3月 南九州食肉販売株式会社監査役 (現任) 2017年3月 南九州飼料工業株式会社監査役 (現任) 2018年9月 宮川公認会計士事務所副所長 (現任) 2019年11月 当社社外取締役[監査等委員] (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由等及び期待される役割の概要について
- (1) 桃木野聡氏につきましては、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、事業会社の運営についての客観的な意見と当社のコーポレートガバナンスの強化への貢献を期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
- (2) 山本隆章氏につきましては、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社経営への適切な助言と業務執行の監督により企業価値の向上に貢献いただいていることから、同氏に継続してその役割を果たしていただくことを期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- (3) 宮川博次氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として税務や会計に精通しております。なお、同氏は未上場企業である鹿児島ミート販売株式会社

の監査役であるほか、南日本畜産株式会社の監査役、南九州食肉販売株式会社の監査役、南九州飼料工業株式会社の監査役を兼任されていますが、これらの会社は同一の株主の下で「鹿児島ミートグループ」として一体的に運営されている企業グループであることから同氏の負担は軽度であり、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

4. 当社は、桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件並びに当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、いずれの取締役も引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

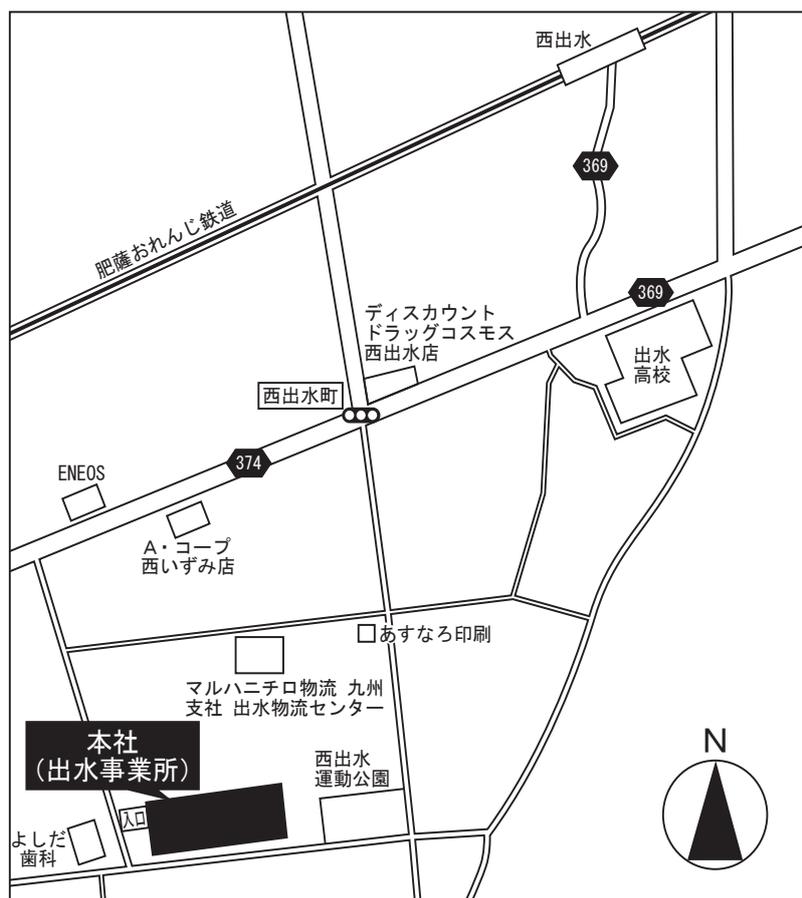
【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

番号	氏名	属性			当社が特に期待する知見・経験							
		監査等委員	諮問委員	独立性（社外）	企業経営・経営戦略	開発・技術・品質	企画・営業	財務・会計	リスク管理・法務	国際経験	行政経験	
1	前田俊一		●		●	●	●	●	●			
2	海崎功太				●		●					
3	安藤博音				●	●						
4	門田晶子			●	●					●		
5	世耕久美子			●	●						●	
6	外西啓治	●						●				
7	桃木野聡	●	●	●					●	●		
8	山本隆章	●	●	●	●				●			
9	宮川博次	●	●	●				●				

株主総会会場ご案内図

会場：鹿児島県出水市大野原町2141番地
株式会社マルマエ 本社 3階「大会議室」
電話：0996-68-1150（代表）



交通のご案内

- 鉄道
九州新幹線「出水駅」よりタクシーで約15分
肥薩おれんじ鉄道「西出水駅」よりタクシーで約5分
- 航空
鹿児島空港より九州新幹線「出水駅」まで空港リムジンバスで約85分
- 自動車
国道3号線・国道328号線・県道374号線・国道504号線
※本社へは、西側門よりご入場ください。